

令和3年度第2回 涌谷町健康と福祉の丘運営委員会説明資料

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 1 頁
一部を改正する条例

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年涌谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、介護認定審査会委員及び障害支援区分判定審査会委員については、報酬を支給することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年浦谷町条例第6号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(重複給付の禁止)</p> <p>第4条 一般職の職員が第2条の職員の職を兼ねる場合においても同条の報酬は支給しない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(重複給付の禁止)</p> <p>第4条 一般職の職員が第2条の職員の職を兼ねる場合においても同条の報酬は支給しない。<u>ただし、介護認定審査会委員及び障害支援区分判定審査会委員については、報酬を支給することができる。</u></p>